

光市記者発表資料

平成27年7月1日

件名	<p style="text-align: center;">ひかりふれ愛ポイント事業 ～ 光市介護支援ボランティアポイント制度 ～ ふれ愛サポーターの募集について</p>
内容	<p>市内の介護施設などで行うボランティア活動に対しポイントを付与し、貯まったポイントを換金できる「ひかりふれ愛ポイント事業」を開始するにあたり、ボランティア活動を行う「ふれ愛サポーター」を募集します。</p> <p>1 目的 ボランティア活動を通じて、元気な高齢者の増加とともに、地域住民の互助の意識の向上を図ります。</p> <p>2 事業概要 ふれ愛サポーターが行ったボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、申請によりポイントを換金することができる事業です。</p> <p>3 事業主体及び管理運営主体 (1) 事業主体 光市 (2) 管理運営主体 光市社会福祉協議会</p> <p>4 ふれ愛サポーターの対象及び登録方法 (1) 対象 市内にお住まいの20歳以上の方 (2) 登録方法 光市社会福祉協議会（光市光井二丁目2番1号 光市総合福祉センター あいぱーく 光 2階）備え付けの申込書に記入し、お申し込みください。 (3) 登録開始 平成27年7月15日（水）～</p> <p>5 対象となる施設及び活動例 (1) 施設（例） 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人保健施設、認知症対応型グループホーム、デイサービスセンター ほか (2) 活動（例） 話し相手、レクリエーション（囲碁、将棋など）の相手、趣味活動（お茶、お華、習字、手芸など）の補助、芸能発表（歌、踊り、楽器演奏など） ほか</p> <p>6 ポイントの付与及び換金 (1) ポイントの付与 ボランティア活動終了後、施設の職員が「ひかりふれ愛ポイント手帳」にスタンプを押します。 ・1時間につき1ポイント（1日上限2ポイント） (2) ポイントの換金 活動の翌年度に申請し、換金することができます。 ・10ポイント以上で、1ポイント＝100円で換算、千円単位で換金 ・1年度5,000円を上限に換金 ・換金申請は翌年4月 ※ 介護保険料の滞納がある場合は換金できません。</p> <p>7 事業開始 平成27年10月1日</p>
問合せ	<p>担当課 福祉保健部 地域包括ケア調査室 担当者 讃井 健太郎（サメケンタロウ） 電話 0833-74-3110</p>